

○給料の調整額に関する規則の運用について

(昭和28年10月17日岡人委第758号通知)

(沿革)

昭和33年12月26日第524号	昭和35年 7月 8日第346号
昭和36年 4月14日第328号	昭和39年 5月 1日第 76号
昭和39年12月25日第530号	昭和43年 4月 1日第 7号
昭和45年12月23日第411号	昭和47年 7月18日第165号
昭和48年 5月11日第 83号	昭和49年 3月19日第503号
昭和54年12月28日第198号	昭和63年 4月26日第 42号
平成 6年 4月 1日第 9号	平成 8年 4月 1日第 1号
平成 9年 4月14日第 16号	平成11年 4月 1日第 4号
平成15年 4月 1日第 7号	平成17年 4月 1日第193号
平成18年 3月24日第186号	平成19年 3月30日第210号
平成19年 3月30日第229号	平成22年 3月30日第190号
平成25年 4月 9日第 9号	平成25年 5月17日第 37号
令和 2年 7月 7日第103号	令和 5年 3月31日第350号
令和 7年12月23日第266号	改正

- 給料の調整額は、給料の一部であり、地域手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、べき地手当（これに準ずる手当を含む。）、期末手当、勤勉手当及び岡山県職員給与条例（昭和26年岡山県条例第18号）第18条の勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる。
- 退職手当、恩給、死亡賜金並びに共済組合掛金及び給付の計算において、調整額を加えたものをもつてその基礎となる「給料」とする。
- 給料の調整額に関する規則（昭和32年岡山県人事委員会規則第13号。以下「規則」という。）別表第1の「特別支援学級」とは、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）第5条の規定により、岡山県教育委員会の認可を受けたものをいう。
- 規則別表第1の高等技術専門校の調整数2が支給される「専ら職業指導に従事する職員」には、職業指導の一環として専ら知的障害者の生活指導に従事する職員を含む。
- 規則別表第1の保健医療部保健医療課の調整数2が支給される職員には、保健医療部保健医療課に所属する職員のうち、他の地方公共団体に派遣され、当該団体において専ら職員欄の（1）のイ又はロに掲げる業務に従事する職員（以下「派遣職員」という。）で管理職手当の支給を受ける職員以外のものを、調整数1が支給される職員には、派遣職員のうち管理職手当の支給を

受ける職員を含む。

- 六 規則別表第1の児童相談所の調整数2が支給される職員には、総務部人事課に所属する職員のうち、他の地方公共団体に派遣され、当該団体において同表の職員欄に掲げる業務に従事する職員を含む。
- 七 規則別表第1の家畜保健衛生所の調整数2が支給される職員には、当該所属を兼務する職員を含まない。